

E i w a N e w s

消費税軽減税率について

平成 30 年 10 月
(No.159)

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施される見込みです。

今回は、その対象品目や軽減税率対策補助金についてご紹介いたします。

[1] 軽減税率の対象品目について

軽減税率の対象となる物品は、「酒類・外食等を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」です。

テイクアウト・宅配等は軽減税率の対象となりますが、酒類、レストランでの外食、ケータリング等は対象外です。

飲食料品と飲食料品以外のものが一体となっている商品は、原則として、軽減税率の対象とはなりません。しかし、税抜価格が一万円以下の商品で、飲食料品に係る部分の価格の占める割合が2/3以上のものに限り、その全体が軽減税率の対象となります。

「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」とは、配達してもらう定期購読の新聞に限られます。一方、コンビニ等で購入する新聞は軽減税率の対象とはなりません。

[2] 請求書等の記載事項について

請求書や記帳などにおいて、これまでの記載事項のほかに、税率ごとの区分を記載する必要があります。こちらは、「区分記載請求書等保存方式」と言います。

飲食料品の購入等を行った課税事業者は、税率ごとに取引を区分して経理を行うなどの対応が必要となります。

軽減税率対象物品を販売した事業者は、現在の請求書等に加えて以下の2点を記載する必要があります。

軽減税率の対象品目である旨

(「 」印などをつけることにより明記する方法や、適用税率ごとに請求書を分けそれぞれの請求書に税率を明記する方法などがあります。)

税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

また、消費税の免税事業者であっても、課税事業者と取引を行う場合、税率を区分して記載した請求書の交付を求められる場合があります。

区分記載請求書等保存方式の場合は、免税事業者からの課税仕入れについても仕入税額控除の適用を受けることができます。

2023年10月1日からは、「適格請求書等保存方式」が導入されます。適格請求書等保存方式の導入後は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件の一つとなります。

適格請求書等保存方式においては、現行の請求書に加えて以下の4点を記載する必要があります。

軽減税率の対象品目である旨

税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率

税率ごとに区分して合計した消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）

適格請求書発行事業者の登録番号（適格請求書発行事業者の登録は、2021年10月1日から申請をすることが出来ます。）

なお、免税事業者は適格請求書等の発行が出来ないため、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除を適用することは出来ません。ただし、以下の期間については、免税事業者からの仕入れについても仕入税額相当額の一定割合を控除することが出来る経過措置が設けられています。

2023年10月1日から2026年9月30日まで・・・仕入税額相当額の80%

2026年10月1日から2029年9月30日まで・・・仕入税額相当額の50%

[3] 軽減税率対策補助金について

軽減税率対策補助金とは、中小企業・小規模事業者等の方々が複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する制度です。

軽減税率対策補助金には、以下の二つの申請タイプがあります。

A型：複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

B型：受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システムを利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

どちらも細かい要件等がございますので、ぜひ購入・改修等の前にご検討いただきたいと思います。

[4] 日本政策金融公庫のIT活用促進資金について

日本政策金融公庫では、軽減税率対応のための設備を取得する事業者のために、IT活用促進貸付（企業活力強化貸付）という融資制度がございます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。